久留米市企業局　公告第７１号

柴刈浄化センター高圧受変電設備修繕について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び久留米市契約事務規則（昭和５０年久留米市規則第９号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき公告する。

令和　８年　７月　６日

久留米市企業管理者　石原　純治

１　入札に付する事項

（１）修繕名　　柴刈浄化センター高圧受変電設備修繕

（２）修繕場所　　久留米市田主丸町菅原 1013-3　柴刈浄化センター

（３）修繕内容　　別紙「柴刈浄化センター高圧受変電設備修繕設計図書」のとおり

（４）履行期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（５）予定価格　　５，８１６，８００円(消費税及び地方消費税を含む)

入札書比較価格　５，２８８，０００円(消費税及び地方消費税抜き)

（６）最低制限価格　５，３５０，４００円(消費税及び地方消費税を含む)

最低制限比較価格　４，８６４，０００円(消費税及び地方消費税抜き)

（７）支払条件　　前払金：無　　部分払：無

２　入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出締切時点において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

（１）久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（規則第１６条第３項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されているもの

（２）名簿に電気工事を第一希望で登載されているもの。

（３）過去１０年の間に官公庁が発注した、動力用変圧器の更新若しくは動力用変圧器の更新を含む高圧受変電設備の更新の業務を受注した実績を有すもの。

（４）当該業務の履行に必要な電気工事士法で定める資格を有する、直接的かつ恒常的な３か月以上の雇用関係にある技術者を配置できること。

（５）締切時点から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成６年久留米市庁達第６号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

また、入札に参加しようとする者が、次の各号に掲げる関係を有する場合は、当該関係を有する者のうち１者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する２者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

（１）資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

（２）人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

ア　一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）前２号に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

３　契約条項を示す場所

１０　問い合わせ先（事務局）

４　入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア　入札書（様式第１号）

イ　入札参加資格確認申請書（様式第２号）

ウ　同種業務実績調書（様式第３号）

エ　当該業務に配置される技術者が有する、当該業務の履行に必要な電気工事士法(昭和３５年８月１日法律第１３９号)で定める資格の資格証の写し

オ　エの者の３か月以上の直接雇用が確認できる以下のいずれかの書類

・管理技術者資格者証の写し（表・裏）

・住民税特別徴収税額通知書の写し

・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

・その他上記３つに準ずる資料の写し

（２）提出期限

令和８年７月１７日（金）１７時１５分まで（当日消印有効）

（３）提出先（宛先）

１０　問い合わせ先（事務局）

（４）郵送方法

ア　内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

イ　内封筒には、「（１）提出書類」のうち、「ア　入札書」を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封入する。

ウ　外封筒には、内封筒及び「（１）提出書類」のうち「イ～オ」を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

オ　一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5　開札

（１）日時：令和８年７月２７日（月）　１１時

（２）場所：久留米市田主丸町田主丸４５９－１１
田主丸総合支所２階　２０２会議室

（３）立会い：入札参加者は開札に立ち会うことができる。立ち会おうとする者（各入札参加者につき１名に限る）は開札時間までに開札場所に参集すること。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

規則第７条第３号の規定により免除とする。

（２）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の１００分の１０以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和３９年久留米市規則第２２号）第１０５条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第２７条に該当する場合は、免除することができる。

7　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札参加資格のない者が入札したとき。

イ　入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ　入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

エ　入札書に記載された事項に誤字、脱字等があって必要事項を確認できないとき。

オ　入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

カ　入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所等）が正しくないとき。

キ　４（１）に示した提出書類（以下「入札参加必要書類」という。）の内容と名簿の内容が異なるとき。

ク　入札参加必要書類が不足したとき。

ケ　入札参加必要書類が期限までに４（３）に示した指定場所に提出がないとき。

コ　入札参加必要書類を普通郵便で郵送したとき。

サ　入札参加必要書類を提出場所に直接持参したとき。

シ　一の入札に同一の入札者から２以上の同種の入札参加必要書類が提出されたとき。

ス　入札書又は入札参加必要書類を鉛筆等（記載したものを消しゴム等を用いて容易に消すことのできる筆記用具を含む。）で作成し、提出したとき。

セ　法令又は入札に関する条件に違反したとき。

８　その他入札に関し必要な事項

（１）質問の受付期間及び受付場所

ア　受付期間：公告日から令和８年７月９日（木）１５時まで

イ　受付場所：１０　問い合わせ先（事務局）

ウ　質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

エ　質問に対する回答：

令和８年７月１０日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（２）契約締結日

落札決定の翌日から起算して６日以内

９　その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（４）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（５）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（６）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

１０　問い合わせ先（事務局）

久留米市上下水道部田主丸事務所

住所：〒８３９－１２９８　久留米市田主丸町田主丸４５９－１１
田主丸総合支所２階（環境建設課内）

電話：０９４３－７２－２１５６

FAX：０９４３－７２－３８１９

E メール：t-kanken@city.kurume.lg.jp